

一般社団法人日本ロボット学会 役員候補推薦規程

2011年 7月20日理事会制定

2011年11月15日理事会改訂

(目的)

第1条 本規程は本会役員選任規程第4条の実施に必要な細目を定めるものである。

(役員候補の推薦)

第2条 推薦委員長は、正会員に対して会誌・会報などの文書を通じて次期役員候補の推薦を依頼するものとする。

2 推薦委員長は、前項によって正会員から推薦された者を各理事に開示し、改めて理事、監事の候補の推薦を求めるものとする。

3 各理事は、前2項によって開示された候補者を勘案しつつ、より広い見地から候補者の推薦にあたるものとする。

4 前3項による推薦結果は推薦委員長が取り纏め、これを理事会にはかって最終決定するものとする。

(推薦基準)

第3条 役員を選定と推薦に際しては、止むを得ない場合を除き、2期連続とならないよう配慮するものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2011年7月20日より実施する。

2. この規程は2011年11月15日より改訂実施する。